



発行 東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則：（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…一

告示

○昭和五十一年東京都告示第千二十七号（東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定）の一部改正：（生活文化局消費生活部取引指導課）…一

○建築基準法による道路位置の指定：（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（三件）：（建設局道路管理部監察指導課）…二

告示（海区漁調）

○東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限：…七

○東京海区における火光利用とびうお漁業の制限：…七

○東京海区におけるいか釣漁業の制限：…八

公告

○開発行為に関する工事完了（二件）：（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…八

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部

を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第百三十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の表中「〇・八〇」を「〇・八五」に、「〇・六五」を「〇・七〇」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告示

東京都告示第千八百四十三号

昭和五十一年東京都告示第千二十七号（東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

表一 七の部商品の欄中「別表第十五」を「第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号、第二号ロ、第三号及び第四号により原産地を表示する原材料並びに別表第十五」に改め、同部(ロ)の款(一)の項ア中「から第五号まで及び」を「、第三号、第四号及び第六号並びに」に改め、同項イ中「別表第十五の1から22」を「別表第十五の1」に、「食品品質表示基準」を「食品表示基準」に、「から第五号まで及び」を「、第二号ハ、第三号、第四号及び第六号並びに」に改め、同項ウ後段、同項エ後段及び同項オ後段を削り、同項カ中「別表第十五の26」を「別表第十五の5」に改め、「と、「文字の次に括弧を付して」を「文字に対応させて」を削り、同項に次のように加える。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十一号

東京海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。)による水産動物の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十九年十二月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 (一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

- (一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。
- (二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。
- (三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるもの

の

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行つてはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 平成三十年二月一日から同年六月三十日まで及び平成三十一年一月一日から同年三月三十一日まで(ただし、三宅島周辺海域にあつては、平成三十年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(四) この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(五) この指示の有効期間は、平成三十年二月一日から平成三十一年一月三十一日までとする。

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成三十年二月一日から平成三十一年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびう

おをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十九年十二月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(五) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十三号

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十九年十二月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業
- (三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業
- (四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(五) 平成三十年九月一日から平成三十一年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二百隻
- 神奈川県 三十隻
- 千葉県 二十五隻
- 静岡県 九十隻
- その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十年二月一日から平成三十一年一月三十一日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市大南一丁目百三十七番一 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

国立市青柳三丁目二十六番二 国立市青柳三丁目二十五番十、同番二十四、同番六十四 地の三十四 朝倉 隆

から同番六十七まで、同番六十七地先、同番六十八から同番七十四まで及び同番七十六から同番八十四まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月二十五日